

令和3年 第4回市議会定例会

令和3年第4回市議会定例会は、8月27日(金)に開会し、一般会計補正予算などの議案を議決し、9月28日(火)に閉会しました。今議会で可決された議案は次の通りです。

■予算関係

▽令和3年度土岐市一般会計補正予算 (第8号)

新型コロナウイルス感染症拡大防止事業など、7019万4千円を追加し、総額を236億2734万5千円とする。

▽令和3年度土岐市一般会計補正予算 (第9号)

新型コロナウイルス接種体制確保など、3468万4千円を追加し、総額を236億6202万9千円とする。

■条例関係

▽土岐市手数料徴収条例及び土岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例

▽土岐市図書館設置条例の一部を改正する条例

■人事案件

▽土岐市教育委員会委員の任命同意
・大橋廣さん(土岐津町・再任)
▽人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること

・黒豆啓子さん(泉が丘町・再任)
・鈴木清司さん(泉町・新任)

■その他

〈専決処分の報告及び承認〉

▽控訴の提起

▽損害賠償の額を定めることについて

▽令和3年度土岐市一般会計補正予算 (第7号)

■令和2年度決算の認定

次の各会計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

▽土岐市一般会計

▽土岐市国民健康保険特別会計

▽土岐市駐車場事業特別会計

▽土岐市介護保険特別会計

▽土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計

▽土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計

▽土岐市後期高齢者医療特別会計決算

▽土岐市病院事業会計決算

▽土岐市水道事業会計利益の処分及び決算

▽土岐市下水道事業会計決算

問 総務課(内線525)

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給があります

土岐市国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われた場合、その療養のため働くことができなかった期間、傷病手当金を受け取ることができます。

支給には要件があり、申請が必要です。申請を希望する方は、必ず事前に電話で問い合わせください。

■対象者(次の全てに該当する方)

- ・土岐市国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
- ・勤務先から給与などの支払いを受けている方(被用者)
- ・新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与などの全部または一部の支払いを受け取ることができない方

※対象にならない場合

- ・感染の疑いはないものの、自治体からの外出自粛要請や、事業主からの指示、事業所の休業などにより労務に服さなかった場合
- ・直近の3カ月間に就業日が一切ない場合
- ・濃厚接触者であるが、無症状の場合

■支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

■適用期間

令和2年1月1日から現在までの間で、療養のため労務に服することができない期間
※入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで

■支給額

(直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷直近の継続した3カ月間の就労日数)×2/3×支給対象となる日数

※給与などの一部の支払いを受け取ることができるとき、支給額が減額されたり、支給されない場合があります
※支給額には上限があります

問 国民健康保険の方：内線126/後期高齢者医療制度の方：内線136